

三田市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故その他の事由により欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>第3条～第88条の8 省略 第9章 請願 (請願書の記載事項)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならぬ。</p> <p>3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。 以下省略</p>	<p>第1条 省略 (欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第3条～第88条の8 省略 第9章 請願 (請願書の記載事項)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならぬ。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならぬ。</p> <p>4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。 以下省略</p>